

重度・ひとり親家庭・乳幼児医療受給者証の更新を忘れずに！



市では、9月29日から重度・ひとり親・乳幼児医療の各受給者証の交換が始まりました。現在、使用している各受給者証の有効期限は、9月30日までとなっています。

9月中旬に該当される方には、申請書等を送付していますので、必要書類を持参のうえ、市民課医療給付係、上渚滑支所、渚滑出張所で更新手続きを行い、新しい受給者証の交付を受けてください。

■対象となる方

- ・ 重度・ひとり親医療の受給者証をお持ちの方
- ・ 乳幼児医療は受給者証をお持ちの方で平成13年4月1日以降に生まれた方
- ※所得制限がありません。
- 平成17年の所得が別表の限度額を超えた場合は助成が受けられなくなります。対象者には別途お知らせします。

■手続きに必要なもの

- ・ 申請書および同意書
- ・ 印鑑
- ・ 健康保険証（加入している医療保険証）
- ・ 18歳～20歳未満の学生を扶養している方は在学証明又は学生証の写し（ひとり親医療受給者）
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳（重度医療受給者）
- ・ 現在お持ちの受給者証
- ・ 18年1月2日以降に転入された方は、平成17年分の所得がわかる所得証明又は源泉徴収票

重度・ひとり親医療は、現在受給者証をお持ちの方
乳幼児医療は、平成13年4月1日以降に生れた方

所得の確認を行いません。(右下の表により)

限度額を超えなかった方

受給者証を交付します。

限度額を超えた方

今年度は対象外です。
(平成18年10月1日～平成19年9月30日)

問い合わせ先
市民課医療給付係 ☎ 24-2111 内線 321-467番

■更新時期

9月29日から市民課医療給付係（1階10番窓口）・上渚滑支所・渚滑出張所で更新手続きを行なってください。



＝所得制限限度額表＝

扶養親族等の数	所得額【控除後の額】 (単位:円)		
	重度医療	ひとり親医療	乳幼児医療
0人	6,287,000	2,360,000	5,320,000
1人	6,536,000	2,740,000	5,700,000
2人	6,749,000	3,120,000	6,080,000
3人	6,962,000	3,500,000	6,460,000
4人	7,175,000	3,880,000	6,840,000
5人	7,388,000	4,260,000	7,220,000

※所得制限の対象者は、受給対象となる者の主たる生計維持者(世帯の中で最も所得の多い者の所得を対象とし、世帯合算は行いません。)

こんな制度をご存知ですか？

重度心身障害者医療費助成制度

■対象となる方

- ・身体障害者手帳1・2級又は3級の一部(内部疾患)の方
- ・重度の知的障害(「A」判定の療育手帳の交付を受けている)方等

■助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。
(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)

ひとり親家庭等医療費助成制度

■対象となる方

- ・20歳未満の子を扶養又は監護しているひとり親家庭の母又は父と子
- ・両親の死亡又は行方不明等により、他の家庭で扶養されている20歳未満の子

■助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。
(住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ)お母さん又はお父さんは入院時のみ助成の対象になります。

乳幼児医療費助成制度

■対象となる方

0～6歳(就学前)までの乳幼児

■助成の範囲

初診時一部負担金のみで病院を受診できます。(入院時の食事代・予防接種等保険適用外の費用は助成の対象になりません。)



老人医療費助成制度

昭和14年7月31日までに生まれた方(平成18年7月31日までに67歳になられた方)から69歳までの方で、ひとり暮らしや夫婦で暮している方の医療費の一部を助成する制度です。

■対象となる方

原則として18歳以上の子がいない方で、次のいずれかに該当する方です。

- ・ひとり暮らし世帯(ひとり暮らしが6か月以上の方)
- ・老人夫婦世帯(もう一方の配偶者が60歳以上であること)
- ・老人と児童(18歳未満)の世帯
- ・18歳以上の子がいる場合でも、特例の子(別居等)に該当する場合は対象となります。

(自分が該当になるかわからない方は係まで問い合わせください。)

■助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割(所得により3割)になります。



各医療費助成制度の申請方法

必要書類をそろえて申請してください。場合によっては、左記以外の書類が必要になりますので、申請の際は事前に問い合わせください。

※転入してきた方は所得証明書(所得額・課税額・扶養数・控除額等が記載)が必要になります。

- ・重度医療(印鑑・健康保険証・身障者手帳または療育手帳)
- ・ひとり親医療(印鑑・健康保険証・戸籍謄本)
- ・乳幼児医療(印鑑・健康保険証)

所得制限

・老人医療(印鑑・健康保険証・戸籍謄本・世帯全員の所得証明書)

すべての医療費助成制度には所得制限があります。主に生計を維持している方の所得が基準額未満であることが要件です。(乳幼児医療で平成13年3月31日までに生れたお子さんは除かれます。)

問い合わせ先

市民課医療給付係

☎(24)2111

内線467・321番

